

原子力特別委員会

参考文献リスト

鈴木達治郎

(関連著書)

1. 原子力未来研究会、「どうする日本の原子力」、平成 10 年 1 月、日刊工業社。
2. 城山英明他、「科学技術ガバナンス」、第 1 章（鈴木達治郎）「科学技術の発展と社会的合意—科学技術ガバナンスの必要性」、第 4 章（鈴木達治郎）「安全保障ガバナンス—技術の軍事転用をいかに防ぐか」、平成 19 年 10 月、東信堂。
3. 鈴木達治郎、城山英明、松本三和夫、「エネルギー技術の社会意思決定」、平成 19 年 8 月、日本評論社。
4. 神里達博他編、「福島原発事故に対する省察」、科学技術社会論研究 No.12, (鈴木達治郎)「福島事故から 4 年半—日本は失敗から学べているか?」、平成 28 年 5 月。
5. 猿田佐世、鈴木達治郎、「アメリカは原子力政策をどう見ているか」、平成 28 年 10 月、岩波書店。

(原子力政策、安全に関する論文)

6. 武井撰夫、城山英明、鈴木達治郎、「原子力安全規制における第三者機関の役割—日仏米の国際比較と制度設計への示唆」、社会技術研究論文集、Vol.2, pp. 275-284, 平成 16 年 10 月。
7. 武井撰夫、城山英明、鈴木達治郎、「原子力安全規制における米国産業界の自主規制体制等民間機関の役割とその運用経験」、社会技術研究論文集、Vol.3, pp.11-20、平成 17 年 11 月。
8. 城山英明、武井撰夫、鈴木達治郎、「原子力安全規制における『独立性』と社会的信頼：米国原子力規制委員会を素材として」、社会技術研究論文集、Vol.4, pp.61-168, 平成 18 年 12 月。
9. 鈴木達治郎、「核燃料サイクルの見直しは避けられない」、*世界*、2016 年 12 月号、pp. 212-220、岩波書店。
10. 鈴木達治郎、「もんじゅ廃炉へ（下）；核燃料の再処理は中止を」、日本経済新聞「経済教室」、2016 年 11 月 8 日。

原子力特別調査委員会、および原子力規制行政について

鈴木達治郎

2017年6月12日

(所見)

1. 国会原子力事故調の報告書提言の趣旨にのっとり、国会原子力特別調査委員会の役割に大きな期待をしている。国会事故調が憲政史上初めての「独立調査機関」であったのと同様、本特別調査委員会も、超党派による極めて重要な「行政監視」機能を持った初めての委員会と認識しています。
2. アドバイザーとして、これまで蓄積してきた専門家としての知見、ならびに日進月歩の科学技術の進展やそのガバナンスに関する知見を適宜提供する所存です。
3. 原子力規制行政で最も重要な点は、①専門性②透明性③独立性の3つであると思います。この3つを備えた行政機関として原子力規制委員会の行政を監視し、適宜改善にむけての提言を提供したいと思います。
4. 先日の原子力研究開発機構（JAEA）におけるプルトニウム汚染事故は、極めて深刻な事故であり、機構の安全文化の劣化と福島事故の教訓を未だに学んでいない原子力機関の証左であると考えます。規制委員会により徹底した事故究明が必要だと考えます。
5. 現在の規制行政では、組織や制度としての独立性が担保された形になっていますが、上記にある「専門性」による「技術的独立性」に不安が残っています。真の独立性を担保するためには「専門性」においても独立性が必要であり、その担保をどうとるかが今後ますます問われると思います。
6. また、行政機関として、意思決定に対する「説明責任」を果たす必要があります。「透明性」は確かに高まってはいますが、関心の高い地元住民や、一般市民に対する説明責任の取り方はまだ不十分だと思います（参議院における国会附帯決議参照）。
7. また、規制庁となって、核不拡散や核セキュリティも原子力規制委員会の管轄になりました。これは望ましい形になったとはいえませんが、平和利用担保の政策的権限は原子力委員会に残っています。たとえば、日印原子力協定やプルトニウム余剰問題は、規制委員会では管轄外となっており、一方原子力委員会では逆に規制権限がないため、意見や助言を述べても実効性のあるものにはなりません。
8. 福島事故から6年たった今も、福島廃炉の今後や事故の真相究明はまだ道半ばです。事故の教訓を真に学ぶことが新しい原子力規制行政、そして原子力政策の原点であることを再認識して、貴委員会の活動に少しでも資するよう、全力を尽くす所存です。